

青森県報

第百七十七号

令和二年
七月一日
(水曜日)

目次

告示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
 - 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の担当する診療科名の変更の届出……………(保健衛生課) ……二
 - 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉保険課) ……二
 - 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……三
 - 特定行為業務の登録……………(同) ……三
 - 保安林の指定……………(林政課) ……三
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(河川砂防課) ……三
- 公 告
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……四
 - 建設業者の許可の取消し……………(東青地域県民局) ……四
 - 右 同……………(同) ……五
 - 右 同……………(中南地域県民局) ……五

出先機関

- 右 同……………(三八地域県民局) ……五
 - 土地改良区の役員の内退……………(東青地域県民局) ……六
 - 土地改良区の役員の内退……………(中南地域県民局) ……六
 - 土地改良区の役員の内退……………(上北地域県民局) ……七
 - 道路の位置の指定……………(同) ……七
- 教育委員会
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(学校施設課) ……七
- 正 誤
- 令和二年二月三日定例告示中……………(河川砂防課) ……八

告

示

青森県告示第五百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名	称	所 在 地	指 定 日
ふじデンタルクリニック	一四	南津軽郡藤崎町大字藤崎字村井四〇の	令和二年七月一日

青森県告示第五百三十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
ふじデンタルクリニック	南津軽郡藤崎町大字藤崎字村井四〇の一四	令和二年七月一日

青森県告示第五百三十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和二年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	担当する診療科名	変更年月日
難病指定医	田中由紀	子田中	由紀	メデイカルコート八戸西病院	八戸市大字長苗代字中坪七七	令和二年七月一日

変更後	変更前	難病指定医	石堂 久則	東八戸病院	八戸市大字大久保字西ノ平二五の四四〇	神経科、精神科
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第五百三十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和二年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所	廃止の届出年月日	廃止の年月日
医療法人 山三七の五	平川市柏木町藤	訪問看護	平川市柏木町藤山三四の二	令和二年七月一日	令和二年七月一日
社会福祉法人 弘前市大字鷹匠	弘前市大字鷹匠	短期生活介護	弘前市大字百七の三一九	令和二年七月一日	令和二年七月一日
株式会社 ドノサイ	弘前市大字中野	福祉用具貸与	弘前市大字中野	令和二年七月一日	令和二年七月一日
株式会社 ドノサイ	弘前市大字中野	特定福祉用具販売	弘前市大字中野	令和二年七月一日	令和二年七月一日

青森県告示第五百三十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

令和二年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サービスの 種類	介護予 防サービスの 名称	所在地	届止の 年月日	廃止 年月日
社会福祉 法人オ リーブ会	弘前市大字鷹匠 町一六の一	介護予 防短期 入所生 活介護	デイセ ンサー サービス センター 鷹匠 沢の 湯あ すな ろ庄	弘前市大字百 小松野八 沢の三一九	令和 二・五二六	令和 二・六三〇
株式会社 ドノサイ	弘前市大字中野 一丁目九の一	介護予 防福祉 用具貸 与	介護用品 販売・レ ンタル おぞら	弘前市大字中 野一丁目九の 一	二・五二六	〃
株式会社 ドノサイ	弘前市大字中野 一丁目九の一	特定介 護福祉 用具防 販	介護用品 販売・レ ンタル おぞら	弘前市大字中 野一丁目九の 一	〃	〃

青森県告示第五百三十九号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録 番号	令和 二・六三三	氏名又は 名称	住所	事業 名称	所在地	業務開 始年月 日	備 考
〇三〇〇 二九〇	令和 二・六三三	株式会社 彩季	弘前市大 字城南一 丁目二八 の一八	住宅型有 料老人ホ ーム彩 音	弘前市大 字城南一 丁目二八 の一八	令和 二・六三 三	住宅型有 料老人ホ ーム

青森県告示第五百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和二年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
東津軽郡平内町大字茂浦字茂浦四五の二五
 - 二 保安林指定の目的
水源の涵養
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百四十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第

三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和二年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

新堤向急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市 町 村 名	大字 名	字 名	地 番
一	上北郡東北町	上野	新堤向	九一の五
二	〃	〃	〃	九七の三一
三	〃	〃	〃	九七の一四
四	〃	〃	〃	八五の八
五	〃	〃	〃	八九の八
六	〃	〃	〃	九一の七

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）

除雪トラック（七トン級、四×四、路面整正装置付） 一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和二年六月十二日

五 落札者の名称及び住所

UDトラックス株式会社

埼玉県上尾市大字壺丁目一

六 落札金額

四千二百六十八万円

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされしていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和二年五月一日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社地下テクノ

二 代表者の氏名 長見親義

- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字銀字杉田一四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第二〇〇一三八号
- 五 取消年月日 令和二年六月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年五月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社巧建
- 二 代表者の氏名 原田豪
- 三 主たる営業所の所在地 青森市松森二丁目二の二三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―一）第一〇〇七二八号
- 五 取消年月日 令和二年六月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和二年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社土岐板金工業所
- 二 代表者の氏名 土岐潔
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字八幡町二丁目三の八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第一二六一〇号
- 五 取消年月日 令和二年六月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
屋根工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和二年三月十二日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東北技建株式会社
- 二 代表者の氏名 田村徳幸
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字十三日町一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第三〇〇一九二号

五 取消年月日 令和二年六月十二日

六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、蓬田村土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年七月一日

東青地域県民局長 金 一 啓

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	三上永久男	東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越七二	令和二・五・二九

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、浅瀬石川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年七月一日

中南地域県民局長 神 登喜彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退 任の年月日
理 事	齊藤 公郎	平川市町居山元一四〇	令和 二・五・二九就任
〃	成田 一二三	北津軽郡板柳町大字深味字深宮四九の三	〃
〃	成田 修逸	〃 〃 大字常海橋字駒田一八三 の八	〃
〃	山本 久行	二 南津軽郡田舎館村大字大曲字早稲田四の	〃
〃	山口 辰弘	平川市新屋町上沢田一の一	〃
〃	志々木千賀	一 北津軽郡板柳町大字五幾形字米ヶ島二の	〃
〃	花田 賢一	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字南一本 柳二二	〃
〃	館野 哲雄	黒石市大字下目内澤字目内澤堰末一八	〃
〃	小杉 繁一	南津軽郡藤崎町大字藤崎字村岡一二	〃
〃	北山 一衛	黒石市大字浅瀬石字清川二四二の九	〃
〃	石澤 孝知	〃 ぐみの木一丁目八四	〃
監 事	鳴海 隆弘	〃 大字浅瀬石字清川五五の一	〃
〃	工藤長一郎	平川市金屋中松元二五の二	〃
〃	成田 政広	北津軽郡板柳町大字夕顔関字西田六七の 二一	〃
〃	小坂 総元	〃 鶴田町大字沖字片田野六の一	〃
〃	今井 文雄	平川市町居南田三五の三	〃
理 事	齊藤 公郎	〃 〃 山元一四〇	二・五・二八退任
〃	今井 芳美	〃 〃 八幡崎本林一五	〃
〃	鳴海 隆弘	〃 〃 黒石市大字浅瀬石字清川五五の一	〃
〃	成田 一二三	〃 〃 北津軽郡板柳町大字深味字深宮四九の三	〃
〃	山本 久行	〃 〃 南津軽郡田舎館村大字大曲字早稲田四の 二	〃
〃	小杉 繁一	〃 〃 藤崎町大字藤崎字村岡一二	〃

〃	北山 義男	黒石市大字中川字篠村一・二の五	〃
〃	八木橋和壽	南津軽郡田舎館村大字境森字佃一四三	〃
〃	村山 幸男	北津軽郡板柳町大字狐森字宮田一三三の三	〃
〃	佐山 勇	黒石市大字北田中字田中五の三	〃
〃	館野 哲雄	大字下目内澤字目内澤堰末一八	〃
〃	成田 修逸	北津軽郡板柳町大字常海橋字駒田一八三の八	〃
〃	大谷 義昭	南津軽郡藤崎町大字藤崎字中豊田一の一	〃
〃	山口 辰弘	平川市新屋町上沢田一の一	〃
〃	石澤 孝知	黒石市ぐみの木一丁目八四	〃
〃	三戸 基照	北津軽郡板柳町大字大俵字和田四五三の二	〃

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があつたので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年七月一日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

役員 の 区別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	中川原卓雄	上北郡おいらせ町二川目二丁目七三の二 三九	令和二・六・五

上北地域県民局告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六

年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。
なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年七月一日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市一本木沢一丁目二 二六の一、二二六の三	七三・六八メートル	六・〇〇メートル	令和 二・六・三

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年七月一日

青森県教育委員会教育長 和 嶋 延 寿

- 一 特定役務の名称及び数量
学習支援アプリケーションライセンス（予定数量二万四千八百三十六ライセンス）
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県教育庁学校施設課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日

令和二年四月二十四日

五 契約の相手方の名称及び住所
Classi株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目の一

六 契約金額（一ライセンス当たりの単価契約金額）
千五百八十四円

七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第十一条第

一項第一号該当

八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積もりであったので、契約の相手方としたものである。

正 誤

河 川 砂 防 課

発行年月日	令和二・三・三 第一一五号	区分	告示	番 号	第六八号	ページ	三	段	下	行	後ろから九	後ろから八	誤	正
											第百五号を次のとおり改める。	第百五号を次のとおり改める。		
													道地急傾斜地崩壊危険区域	道地急傾斜地崩壊危険区域
														第十一号を次のとおり改める。
														第十一号を次のとおり改める。
														道地急傾斜地崩壊危険区域

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円